

愛媛大学学術支援センター医科学研究支援部門動物実験施設利用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、愛媛大学学術支援センター施設利用規程第7条及び第14条の規定に基づき、愛媛大学学術支援センター医科学研究支援部門動物実験施設（以下「施設」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用者の資格)

第2条 施設を利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の職員で教育研究に従事する者
- (2) 本学の学部学生、大学院生、研究生及び医員等で教育研究に従事する者
- (3) その他学術支援センター医科学研究支援部門長が適当と認めた者

2 施設を利用して動物実験を行うことができる者は、前項の者のうち、愛媛大学動物実験委員会の実施する動物実験及び実験動物に関する法令等や施設の利用等についての教育訓練を受講し、施設の利用登録をした者とする。

3 教育を目的とする場合は、前項の規定にかかわらず、医科学研究支援部門長の許可を得て、当該指導教員の指導の下で、動物実験のために施設を利用することができる。

(利用の種類)

第3条 施設の利用の種類は、次のとおりとする。

- (1) 利用者が自ら動物を飼養保管し、あるいは機器を使用して処置または測定等を行うこと。
- (2) 利用者が飼養保管あるいは機器による処置または測定等を施設職員に委託すること。

(利用の条件)

第4条 動物実験のため施設を利用する者は、事前に動物実験について動物実験委員会の承認を得なければならない。

2 遺伝子組換え実験のため施設を利用する者は、事前に遺伝子組換え実験について遺伝子組換え実験安全委員会の承認を得なければならない。

(利用の申請)

第5条 施設を利用しようとする者は、所定の施設利用申請書を医科学研究支援部門長に提出し、その許可を得なければならない。

(利用の承認)

第6条 医科学研究支援部門長は、前条の申請が適当であると認めたときは、これを承認し、その旨を通知する。

2 医科学研究支援部門長は、前項の承認及び通知の任務を施設職員に代行させることができる。

(動物飼養管理責任者及び機器取扱責任者)

第7条 医科学研究支援部門長は、動物の飼養管理に関する業務を行わせるため、あるいは動物飼養について利用者の指導に関する業務を行わせるため、動物管理区域ごとに飼養管理責任者を置き、また機器の操作及び維持並びに機器について利用者の指導に関する業務を行わせるため、機器ごとに機器取扱責任者を置くことができる。

(利用者の心得)

第8条 利用者は、関係法令、愛媛大学動物実験規則や要領等を遵守しなければならない。

(利用許可の取消し)

第9条 利用者が、次の各号の一つに該当する場合には、医科学研究支援部門長は利用の途中であっても当該利用者の利用許可を取り消し、又は利用を一定期間停止することができる。

- (1) この内規，関係法令，愛媛大学動物実験規則，動物実験施設利用の手引，要領等並びに医科学研究支援部門長の指示に違反したとき。
- (2) 施設利用申請書に記載している利用目的と相違した行為を行ったとき。
- (3) 利用の条件を守らないとき。
- (4) 施設の運営に支障を与えるおそれがあるとき，又はおそれを生じさせたとき。

(損害の弁償)

第10条 利用者の責に帰すべき事由により機器又は設備を滅失し，き損し，又は汚染したときは，利用者はその損害を弁償しなければならない。

(経費の負担)

第11条 利用者は，医科学研究支援部門長が別に定める当該利用に係る必要な経費を負担しなければならない。

(研究成果の報告)

第12条 利用者は，施設を利用した研究の論文等を公表するときは，当該論文等に施設を利用した旨を明記し，その論文等の写しを医科学研究支援部門長に提出するものとする。

(利用者の協力義務)

第13条 利用者は，医科学研究支援部門長の指示に従い，施設の共同利用設備等の維持管理，講習会又は講演会等の教育訓練への積極的な参加，その他施設の運営に関して協力しなければならない。

附 則

この内規は，平成19年7月9日から施行する。

この内規は，平成27年4月1日から施行する。

この内規は，令和4年4月27日から施行し，令和4年4月1日から適用する。